

Q. 悪質販売等を予防したいので、局から民間の事業所へ委託している事業で「戸別訪問」を行うものを教えて欲しい。

A. 局が民間へ委託している業務のうち、戸別訪問を行う主なものは、次の4つです。

- ①水道メーター検針業務 ②水道メーター取替業務
- ③開閉栓業務 ④漏水調査業務

これらの受託業者は、必ず身分証明書を携帯しておりますので、不審に思われた時は証明書の提示を求めるか、局までご連絡ください。これまでに局に寄せられた情報では、次のようなケースがありました。

ケース1 ご使用水量のお知らせ（検針票）を提示して水道料金を請求する。

ケース2 ご家庭を訪問して水質検査をしたり、電話による水道に関する聞き取り調査（アンケート）等を行い「水道水は塩素が入っているので危険です」や「水道管が古いので危険です」などと言い、高額な浄水器のリースや購入を勧めたり、水道管の配管工事契約を行う。

局では、転居される際の料金精算で集金する以外には、訪問集金は行っていません。なお、検針票は請求書ではありませんので、これによるお支払いもできません。



Q. 家庭の水道水の水質検査を局に依頼することはできますか？

A. 蛇口から異物が出る、赤水が出るなど、水道水の水質に異常がある場合は、水道法により、水道利用者は局に対して水質検査の請求をすることができます。

水質検査の請求を受けた場合、局職員が現場に赴き、状況調査、現場での水質検査等を行います。必要であれば異常水を採水して試験室まで持ち帰り、詳細な水質検査を実施した後、原因の特定、水道利用者への助言等を行います。ただし、「浄水器」や「軟水器」を通した水は、「加工された水」となり水質検査の対象外になります。

水質検査の受付は、配水課（☎941-7806）で行っています。

※那覇市の水道の水質検査結果については、局のホームページに掲載しています。